

貯金等の保護の内容（農水産業協同組合等が破綻したときに貯金保険で保護される貯金等およびその範囲）

	貯金等の分類	保護の範囲
貯金保護の対象貯金等	<b>決済用貯金（注1）</b> 当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち利息のつかない等の条件を満たす貯金	全額保護（恒久処置）
	<b>一般貯金（決済用貯金以外の貯金）</b> 普通貯金・別段貯金・定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預かり専用商品）等（注2）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注3）を保護 1,000万円を超える部分は、破たん農水産業協同組合等の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）
対象外貯金等	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債券（ワリノー・リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	<b>保護対象外</b> 破たん農水産業協同組合等の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）

注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

注2) このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立、財形貯蓄商品が該当します。

注3) 定期積金の給付補てん金等も利息と同様保護されます。

◎貯金保険制度の対象となる農水産業協同組合等とは？

- ・農業協同組合
- ・信用農業協同組合連合会
- ・農林中央金庫
- ・漁業協同組合
- ・信用漁業協同組合連合会
- ・水産加工業協同組合
- ・水産加工業協同組合連合会

詳しくは農水産業協同組合貯金保険機構 Tel:03(3285)1272 へお問い合わせください。

注) 銀行（日本国内に本店のあるもの）、信用金庫、信用組合、労働金庫等は、別途「預金保険制度」に加入しています。

詳しくは預金保険機構 Tel:03(3212)6029 へお問い合わせください。）